



2026年5月15日

各 位

会 社 名 木 村 工 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 晃
(コード番号：6231 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 本 部 長 林 耕 治
(TEL 050-3733-9400)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、下記のとおり、役員報酬制度の見直しをおこない、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下、「本議案」という。）を2026年6月19日開催予定の第79期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、お知らせします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の中長期的かつ持続的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

2. 本制度の導入の条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2023年6月23日開催の第76回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額250,000千円以内（うち、社外取締役分年額50,000千円以内）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権を支給し、その報酬等の額については、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100,000千円以内に設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当および払込み

当社は、対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定する。なお、個人別の株式付与の数および時期は、諮問委員会の答申を経て取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は10,000株を上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合がおこなわれた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当に際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当を受け対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに正当な理由によらず当社の取締役を退任した場合には、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、正当な理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が株主総会（ただし、当

該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会)で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上